

大阪府企業立地促進補助金交付要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府企業立地促進条例（平成19年大阪府条例第8号。以下「条例」という。）第5条第1項に規定する補助金（以下「企業立地促進補助金」という。）の交付に関し、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利の目的をもって事業を営む法人（国又は地方公共団体が経営する企業を除く。）及び個人をいう。
- (2) 中小企業 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号又は第2号に該当する者をいう。
- (3) 中堅企業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に該当する者をいう。ただし、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項各号に掲げる業種は除く。
- (4) 外資系企業等 以下のいずれかのものをいう。
 - ア 外国の法令に基づいて設立された法人企業
 - イ 日本の法令に基づいて設立された法人企業で、その設立のときから引き続き、資本金の額に対する外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第26条第1項各号のもの（以下「外国投資家」という。）の出資額の割合が3分の1を超えているもの（外国投資家が保有する株式又は持分の割合が3分の1を超えている企業（以下「外資系会社」という。）が出資する企業であって、外国投資家が直接及び間接に保有する株式又は持分の割合が3分の1を超えている場合を含む。なお、間接に保有する株式又は持分の割合は、外国投資家が保有する外資系会社の株式又は持分の割合に外資系会社が保有する当該企業の株式又は持分の割合を乗じて計算する。）。ウ 日本の法令に基づいて設立されていた法人企業で、一の外国投資家が保有する株式又は持分の割合が2分の1を超えているもの。
- (5) 事業所 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定義する事業所をいう。
- (6) 進出 大阪府内に事業所を開設して事業を開始することであって、登記、許認可、諸届出の手続きの状況等により、知事が総合的に判断するものをいう。
- (7) 本社 当該法人の調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門のいずれかを含む事業所をいう。ただし、一般消費者等に対して販売や役務の提供を行う店舗等は含まない。
- (8) 本店 会社法（平成17年法律第86号）第4条の本店をいう。
- (9) 工場 日本標準産業分類に定める製造業に属する製造の用に供する事業所をいう。
- (10) 研究開発施設 日本標準産業分類に定める製造業に属する研究開発の用に供する事業所をいう。
- (11) 家屋 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する家屋をいう。
- (12) 償却資産 地方税法第341条に規定する償却資産をいう。
- (13) 家屋賃料 家屋の借受けに対する賃料（土地の借受けに対する賃料又は家屋に附属しない機械器具等の借受けに対する賃料が含まれる場合はこれを除く。）及び共益費若しくは管理費で、敷金、保証金等の一時金及び水道光熱費等を除く経費をいう。
- (14) 常用雇用者 次の要件をすべて満たすものをいう。
 - ア 期間を定めず補助事業者に雇用され、3か月以上補助事業者に雇用されている者
 - イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第9条第1項により被保険者となったことの確認を受けた者
- (15) 府内常用雇用者 常用雇用者のうち、大阪府内の事業所を主たる勤務地とし、3か月以上大阪府内に居住しているものをいう。

- (16) 常用雇用者に準ずる者 第13号アの「期間を定めず」を「一年以上の期間を定めて、かつ、その期間の満了後に当該契約を更新する場合があることを明示して」と読み替えて、同号に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

(補助金の種類)

第3条 企業立地促進補助金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 府内投資促進補助金
 - (2) 外資系企業等進出促進補助金
- 2 前項の補助金の補助事業者は、同一事業所において前項の同一又は他の補助金の申請をし、交付を受けることができないものとする。知事の承認を得て補助事業者の地位を承継した者についても同様とする。

第2章 府内投資促進補助金

(補助事業者)

第4条 次条第1号の地域における府内投資促進補助金の補助事業者は、次の各号の要件をすべて満たす中小企業又は中堅企業であって、大阪府企業立地促進補助金審査会の審査を経て知事が適当と認める者とする。

- (1) 補助対象地域において、工場又は研究開発施設について建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「新增設等」という。）を行い、同法第7条第5項の検査済証の交付を受けること。
 - (2) 補助事業の実施期間内に補助事業所において契約若しくは発注及び支払いが行われる家屋の新增設等及び償却資産の取得に係る補助対象経費の総額が1億円以上あること。
 - (3) 補助対象地域の市町村による企業立地を促進するための助成金又は税の軽減等の優遇制度の利用が見込まれること。
 - (4) 操業を開始する日において、府内常用雇用者の数が、補助金交付申請書を提出する日における数を下回らないこと。
- 2 次条第2号の地域における府内投資促進補助金の補助事業者は、次の各号の要件をすべて満たす中小企業又は中堅企業であって、大阪府企業立地促進補助金審査会の審査を経て知事が適当と認める者とする。
- (1) 補助対象地域において、研究開発施設について新增設等を行い、建築基準法第7条第5項の検査済証の交付を受けること。
 - (2) 前号の研究開発施設において、ライフサイエンス、カーボンニュートラルの実現に資する技術、イノベーションの創出に資する先端的な基盤技術等に関する産業分野のうち、先端的な技術又は研究開発を伴う事業と認められる事業を行うこと。
 - (3) 前項第2号の要件を満たすこと。
 - (4) 前項第4号の要件を満たすこと。

(補助対象地域)

第5条 府内投資促進補助金の補助対象地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。

- (1) 大阪府産業集積の促進に係る不動産取得税の税率等の特例に関する条例（平成19年大阪府条例第12号）第2条第1項に規定する産業集積促進地域
- (2) 中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第44号）による改正前の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第25条第1項に基づき府が作成した事業環境整備構想における高度技術産学連携地域の区域又は研究開発施設の投資を奨励する基本方針を有するものとして知事が定める市町村

(補助事業の実施期間)

第6条 府内投資促進補助金の補助事業の実施期間は、交付申請日の翌日を始期とし、補助事業の操業を開始する日から3か月後の日を終期とする。

(補助対象経費)

第7条 府内投資促進補助金の補助対象経費は、工場又は研究開発施設の家屋の取得又は新増設等及び償却資産の取得に係る経費から別表第1の補助対象外経費を差し引いた経費のうち、次の各号の条件を満たす経費とする。

- (1) 家屋の取得経費については、前条の補助事業の実施期間内に契約若しくは発注及び支払いが行われたもの
 - (2) 償却資産の取得経費については、前条の補助事業の実施期間内に契約若しくは発注及び納品並びに支払いが行われたもの
- 2 前項各号の支払いについては、手形等、振出日と支払期日が異なる方法で行われる場合は、預金通帳その他の方法により出金の確認が可能な場合のみ補助対象経費とし、預金口座からの出金日をもって支払いが行われたとみなす。また、補助事業者、補助対象経費の支払先事業者及び金融機関等の間の約定に基づき、補助対象経費の支払先事業者が、補助事業者に請求する代金に相当する債権を金融機関等に譲渡することにより、当該金融機関等から当該代金に相当する金銭の支払を受ける場合は、補助事業者による当該金融機関等への支払日をもって支払いが行われたとみなす。

(補助額)

第8条 府内投資促進補助金の額は、予算の範囲内において、前条第1項の補助対象経費に5%を乗じて得た額（千円未満切捨て）以内とする。ただし、補助金の交付申請日において、補助事業者のうち、大阪府内に本店、工場又は研究開発施設を設置している企業（以下「府内企業」という。）については、府内投資促進補助金の額は、予算の範囲内において、同項の補助対象経費に10%を乗じて得た額（千円未満切捨て）以内とする。

(補助限度額)

第9条 府内投資促進補助金の補助限度額は、一事業所あたり3,000万円とする。

(操業等の義務)

第10条 府内投資促進補助金の補助事業者は、交付申請日の翌日から起算して3年以内に補助事業の操業を開始し、かつ、操業開始後7年以上操業しなければならない。

- 2 第8条第1項ただし書の規定により、補助対象経費に10%を乗じて補助額を算出した府内企業は、補助事業の操業開始後7年以上大阪府内に本店、工場又は研究開発施設（補助事業所を除く。ただし、府内移転により補助事業所を設置した場合はこの限りではない。）を設置しなければならない。

第3章 外資系企業等進出促進補助金

(補助事業者)

第11条 外資系企業等進出促進補助金の補助事業者は、次の各号の要件をすべて満たす企業であって、大阪府企業立地促進補助金審査会の審査を経て知事が適当と認める者とする。

- (1) 次条に規定する補助事業の実施期間内に、延床面積50㎡以上の規模で本社としての家屋を取得又は賃借して大阪府内に進出する外資系企業等。
- (2) 次条に規定する補助事業の実施期間内に、常用雇用者のうち補助事業所を主たる勤務地とする者及び常用雇用者に準ずる者のうち補助事業所を主たる勤務地とする者（以下「常用雇用者等」という。）を5人以上確保すること。
- (3) 本社が府内で移転する場合は、移転後の常用雇用者等が25人以上増加する場合に限る。
- (4) 本社が府外から府内へ移転する場合は、初めて府内に進出する場合に限る。

(補助事業の実施期間)

第12条 外資系企業等進出促進補助金の補助事業の実施期間は、交付申請日の翌日を始期とし、家屋を取得する場合は、補助事業の操業を開始する日から3か月後の日を、家屋を賃借する場合は、補助事業の操業を開始する日から2年後の日を、それぞれ終期とする。

(補助対象経費)

第13条 外資系企業等進出促進補助金の補助対象経費は、次の各号の条件を満たす経費とする。ただし、別表第1に掲げる補助対象外経費を除く。

- (1) 家屋を賃借する場合においては、補助事業所に入居した日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から起算して24か月間に要する、本社としての家屋にかかる賃料及び共益費その他知事が適当と認める経費。なお、第11条に規定する要件を満たすため又は本店登記の手続き等のために時間を要する場合には、補助対象期間の始期を、当該要件を満たす日又は手続きが完了する日まで延長する（その日が月の1日でない場合には、その翌月とする。）。
- (2) 家屋を取得する場合においては、第11条に規定する要件を満たす本社としての家屋を取得する経費であって、前条の補助事業の実施期間内に契約若しくは発注及び支払いが行われたもの
- (3) 家屋を取得する場合においては、前号の本社としての家屋に設置する償却資産の取得経費であって、前条の補助事業の実施期間内に契約若しくは発注及び納品並びに支払いが行われたもの

2 前項各号の支払いについては、第7条第2項の規定を準用する。

(補助額)

第14条 外資系企業等進出促進補助金の額は、予算の範囲内において、前条の補助対象経費に5%を乗じて得た額（千円未満切捨て）以内とする。ただし、家屋を賃借する場合は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（千円未満切捨て）以内とする。

(補助限度額)

第15条 外資系企業等進出促進補助金の補助限度額は、別表第2のとおりとする。

(操業等の義務)

第16条 外資系企業等進出促進補助金の補助事業者は、交付申請日の翌日から起算して3年以内に補助事業の操業を開始し、かつ、家屋を取得するものは操業開始後7年以上、若しくは家屋を賃借するものは操業開始後2年以上操業しなければならない。

第4章 申請手続等

(補助金の交付の申請)

第17条 交付規則第4条第1項の申請は、補助金交付申請書（様式第1号）を補助事業の契約日又は発注日のうち最も早い日の前日までに知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請にあたっては、要件確認申立書（様式第9号）及び暴力団等審査情報（様式第10号）を添付しなければならない。

(補助事業の内容等の変更の申請等)

第18条 交付規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとするときは、補助金交付変更申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。なお、別に知事の承認を得て補助事業者を変更する場合においても同様とする。

2 交付規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとするときは、補助事業の中止（廃止）の承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、交付を受けた補助金の全額を返還しなければならない。

3 交付規則第6条第1項第4号の規定に該当するときは、補助事業事情変更等報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(経費配分の軽微な変更等)

第19条 交付規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、経費の配分調書（様式第1号の5）において、家屋及び償却資産計の所要額相互間で、それぞれ20%以内の配分の変更であって、補助金交付額の増がないものとする。

2 交付規則第6条第1項第2号に規定する軽微な変更は、事業の目的及び内容等のうち事

業の基本的部分に係わない変更とする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第20条 補助金の交付の申請をした者は、当該申請の翌日から起算して30日の間に当該申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による取下げがあった場合で、当該申請に係る補助金の交付の決定が既に行われているときは、当該決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第21条 交付規則第12条の規定による報告は、補助事業実績報告書(様式第5号)を補助事業の操業を開始した日又は補助対象家屋の引渡し若しくは補助対象償却資産の納品及びそれらの支払いがすべて完了した日のうち最も遅い日(以下「補助事業完了日」という。)の翌日から起算して30日以内に(補助事業完了日前に府の会計年度が終了した場合にあっては、当該会計年度の翌年度の4月20日までに)知事に提出することにより行わなければならない。

(補助金の交付)

第22条 知事は、交付規則第13条の規定による補助金の額の確定時に、府内投資促進補助金においては、第4条第1項又は第2項、外資系企業等進出促進補助金においては、第11条及び第15条の要件を満たしていることを確認のうえ、当該補助金を交付する。ただし、家屋の取得経費を補助対象経費とする場合は、家屋の完成後、額の確定を行うものとする。

- 2 次の各号に掲げる補助金については、一企業一会計年度あたり当該各号に定める額を限度として分割して行うものとする。ただし、既に補助金を交付した年度には遡及して適用しない。

- (1) 府内投資促進補助金 補助金交付額(第18条第1項の変更により、補助金交付額に増減が生じたときは、増減後の補助金交付額)に2分の1を乗じた額について、100万円未満の額を切り上げた額

- (2) 外資系企業等進出促進補助金 家屋を取得する場合は、補助金交付額(第18条第1項の変更により、補助金交付額に増減が生じたときは、増減後の補助金交付額)に2分の1を乗じた額について、100万円未満の額を切り上げた額。家屋を賃借する場合は、別表第2の区分ごとの金額に2分の1を乗じた額について、100万円未満の額を切り上げた額を限度とする。

- 3 前2項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次の各号の期日までに補助金交付請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業完了日の属する会計年度(以下「補助事業完了年度」という。)以前の請求については、当該年度の補助金の額の確定通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内

- (2) 補助事業完了年度の翌年度以降分の請求については、当該年度の4月1日以後速やかな期日。ただし、確定通知を受け取った日が補助事業完了年度の翌年度の4月1日以後の場合にあっては、当該確定通知を受け取った日以後速やかな期日

- 4 補助事業者は、交付決定の後に交付規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、補助事業者は、該当事項届出書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

(操業開始の届出)

第23条 補助事業者は、補助事業の操業を開始したときは、遅滞なく、操業開始届出書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

第5章 雑則

(補助金に係る経理)

第24条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を第21条に規定する報告に基づき、交付すべき補助金の額の

確定する各会計年度終了後10年間保管しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第25条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

- 2 交付規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間以前に当該財産を処分しようとするときは、取得財産の処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 交付規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間の例によるものとする。ただし、耐用年数が第10条第1項又は第16条に定める期間を超える場合は、その期間を限度とする。また、交付規則第19条第4号及び第5号の規定により知事が定める財産は、取得価額又は効用の増加価額が単価50万円以上の機械、器具等とする。
- 4 第2項の場合において、補助事業者が次の式により算出した額を補助対象経費とみなして算出される補助金相当額以上の額を、知事が定める期日までに府に納付するとき（知事が定める期日までに納付がない場合は、期日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年5%の割合で計算した利息を併せて納付するとき）は、知事は、交付規則第19条の承認を行うことができる。
〔家屋及び償却資産の補助対象経費－（個々の家屋及び償却資産の補助対象経費をそれぞれの経費に応じた前項の知事が定める期間で除した額（1円未満切捨て）の総額×補助金の交付を受けた日から知事が定める期日までの日（1年未満切捨て））〕（1円未満切捨て）
- 5 知事は、補助事業者に対し交付すべき補助金（交付規則第13条の規定による補助金の額の確定があったものに限る。）の未交付額があるときは、前項の納付額と当該未交付額とを相殺することができる。

(操業等の義務の免除)

第26条 知事は、補助事業者又は知事の承認を得て補助事業者の地位を承継した者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項又は第16条に規定する操業義務を課さないものとする。

- (1) 交付規則第6条第1項第3号の承認を受けたとき
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のすべてについて、前条第2項の承認を受けたとき
- 2 第10条第2項に規定する義務は、補助事業者が、増額を受けた補助額を知事が定める期日までに府に納付するとき（知事が定める期日までに納付がない場合は、期日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年5%の割合で計算した利息を併せて納付するとき）はこれを課さないものとする。
- 3 知事は、補助事業者に対し交付すべき補助金（交付規則第13条の規定による補助金の額の確定があったものに限る。）の未交付額があるときは、前項の納付額と当該未交付額とを相殺することができる。

(報告義務)

第27条 補助事業者は、第10条第1項又は第16条に規定する操業を開始する年度からそれぞれの操業義務が終了する年度の間で、年度あたり1回、操業状況等について知事が別に定める調査に対して回答するものとする。

- 2 知事は、前項に定めるもののほか、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、調査を行い、又は補助事業者に対して報告を求めることができる。

(大阪府成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る成長産業事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の課税の特例に関する条例等による税の軽減措置との調整)

第28条 大阪府成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る成長産業事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の課税の特例に関する条例（平成24年大阪府条例第124号）第4条第1項の成長産業事業計画の

認定を受けた事業者及び改正前的大阪府国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の課税の特例に関する条例（平成24年大阪府条例第124号）第3条第1項の特
区地域進出等事業計画の認定を受けた事業者は、当該認定を受けた計画に係る事業の全部又は一部について、重ねて第3条第1項の補助金の交付申請をし、又は交付を受けることができないものとする。

- 2 第3条第1項の補助金の交付申請した事業者は、当該交付申請をした計画に係る事業の全部又は一部について、重ねて前項の成長産業事業計画の認定を申請し、又は認定を受けることができないものとする。
- 3 前項の規定に違反したときは、補助金の交付の決定のときにさかのぼって、当該決定を取り消すものとする。

（その他必要な事項）

第29条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正前的大阪府企業立地促進補助金の交付の対象となる者が、この要綱の施行日前までに土地若しくは家屋の取得又は借受けの原因となる契約を行った場合又は交付決定を受けている場合については、第25条に定める事項を除き、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年1月13日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行日前までに大阪府企業立地促進補助金の交付決定を受けている場合については、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行日前までに大阪府企業立地促進補助金の交付決定を受けている場合については、第31条を除き、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行日前までに大阪府企業立地促進補助金の交付決定を受けている場合については、第31条を除き、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年6月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前までに大阪府企業立地促進補助金の交付決定を受けている場合については、第24条第1項及び第31条を除き、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前までに大阪府企業立地促進補助金の交付決定を受けている場合については、第24条第1項及び第31条を除き、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年12月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前までに大阪府企業立地促進補助金の交付決定を受けている場合については、第24条第1項及び第31条を除き、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前までに大阪府企業立地促進補助金の交付決定を受けている場合については、第18条第1項及び第25条を除き、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年9月13日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前までに大阪府企業立地促進補助金の交付決定を受けている場合については、第18条第1項及び第25条を除き、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月8日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前までに大阪府企業立地促進補助金の交付決定を受けている場合については、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。ただし、この場合において、改正前の第2条第13号及び第14号、第4条第1項第1号及び第4号、第5条第2号、第11条第1号、第12条、第13条第1項、第14条、第18条第1項、第22条第2項並びに第25条第3項の各規定は、改正後の各規定とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年5月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行日前までに大阪府企業立地促進補助金の交付決定を受けている場合については、改正前の第2条第6号の規定は、なおその効力を有する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和4年2月10日から施行する。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この要綱の施行日前までに大阪府企業立地促進補助金の交付決定を受けている場合については、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和6年3月27日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和7年6月30日から施行し、令和6年12月1日から適用する。ただし、様式第9号及び様式第11号の改正規定は、令和7年6月1日から適用する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 補助対象外経費（第7条第1項及び第13条第1項関係）

ア	品目又は一式ごとの価格が50万円未満のもの
イ	消費税及び地方消費税等の租税
ウ	補助対象経費に企業立地促進補助金以外の国又は府の補助金を充当した場合における当該国又は府の補助金
エ	リース契約等、所有権が補助事業者に帰属しないもの
オ	地鎮祭及び竣工式等の式典費用

別表第2 外資系企業等進出促進補助金の補助限度額（第15条関係）

区分	常用雇用者等の人数	補助金限度額
家屋を取得する場合	200人以上	1億円
	100～199人	6,000万円
	25～99人	3,000万円
	5～24人	1,500万円
家屋を賃借する場合	200人以上	6,000万円
	100～199人	4,000万円
	25～99人	2,000万円
	5～24人	1,000万円